○○自治会規約（会則）

制定　平成○年○月○日

改正　平成○年○月○日

最近改正　平成○年○月○日

第１章　総則

（名称）

**第１条**　本会は，○○自治会と称する。

　（区域）

**第２条**　本会の区域は，曽於市○○町○○△△番地から△△番地まで，及び○○△△番地及び△△番地を区域とする。

　（事務所）

**第３条**　本会の事務所は，曽於市○○町○○△△番地に置く。

　（目的）

**第４条**　本会は，会員相互の親睦及び福祉の増進を図り，地域課題の解決等に取り組むことにより，住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

　（事業）

**第５条**　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

　⑴　会員相互の親睦に関すること。

　⑵　清掃，美化等の環境整備に関すること。

　⑶　防災，防犯，交通安全に関すること。

　⑷　住民相互の連絡，広報に関すること。

　⑸　自治公民館等施設の維持管理に関すること。

　⑹　その他目的を達成するために必要なこと。

　　　第２章　役員

（役員の種別）

**第６条**　本会に次の役員を置く。

　⑴　会　長　　１人

　⑵　副会長　　○人

　⑶　会　計　　○人

　⑷　書　記　　○人

　⑸　○○部長　○人

　⑹　班　長　　○人

　⑺　監　事　　○人

　（役員の選任）

**第７条**　会長，副会長，会計及び監事は，総会において，会員の中から選任する。

２　書記及び部長は，会員の中から，会長が委嘱する。

３　班長は，各班の会員の中から，互選により選出する。

４　監事は，会長，副会長その他の役員と兼ねることはできない。

　（役員の職務）

**第８条**　会長は，本会を代表し，会務を総括する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

３　会計は，本会の出納事務を処理し，会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

４　書記は，会務を記録する。

５　部長は，会長の命を受けて，会務を分担する。

６　班長は，会員との連絡調整に当たる。

７　監事は，次に掲げる業務を行う。

　⑴　本会の会計及び資産の状況又は業務執行について監査を行い，毎年総会に報告すること。

　⑵　会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは，これを総会に報告すること。

　⑶　前号の報告をするため必要があると認めるときは，総会の招集を請求すること。

　（役員の任期）

**第９条**　役員の任期は，１年とする。ただし，再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　役員は，辞任又は任期満了後においても，後任が就任するまでの間は，その職務を行うものとする。

　（役員の解任）

**第10条**　役員が規約に違反したとき，又は本会の名誉を著しく傷つける行為をしたときは，総会の議決により解任することができる。

第４章　総会

　（総会の構成）

**第11条**　総会は，全会員をもって構成する。

　（総会の種別）

**第12条**　総会は，通常総会と臨時総会とする。

２　通常総会は，毎年度１回開催し，会長が招集する。

３　臨時総会は，会長が必要と認めたとき，又は会員の３分の１以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

　（総会の議決事項）

**第13条**　総会は，次の事項を審議し，議決する。

　⑴　事業計画及び収支予算に関すること。

　⑵　事業報告及び収支決算に関すること。

　⑶　規約の制定改廃に関すること。

　⑷　役員の選任及び解任に関すること。

　⑸　自治会の会費（準会費を含む。），加入金の額に関すること。

　⑹　自治会の解散及び主要なる財産の処分並びに取得に関すること。

　⑺　その他自治会の運営に関し必要な重要事項に関すること。

　（総会の議長）

**第14条**　総会の議長は，その総会において，出席した会員の中から選出する。

　（総会の定足数）

**第15条**　総会は，全会員の２分の１以上の出席がなければ，開催することができない。ただし，委任状を提出した会員は，出席者とみなすものとする。

　（総会の議決）

**第16条**　総会の議事は，出席した会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

　（会員の表決権）

**第17条**　会員の表決権は，会員の所属する世帯につき１票とする。

　（総会の議事録）

**第18条**　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　⑴　日時及び場所

　⑵　会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む。）

　⑶　開催目的，審議事項及び議決事項

　⑷　議事の経過の概要及びその結果

　⑸　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には，議長及びその総会において選任された議事録署名人２人以上の署名押印をしなければならない。

　　　第５章　役員会

　（役員会の構成）

**第19条**　役員会は，監事を除く役員をもって構成する。

　（役員会の招集）

**第20条**　役員会は，会長が必要と認めたときに招集する。

　（役員会の審議事項）

**第21条**　役員会は，会長が議長となり，次の事項を審議し，議決する。

　⑴　総会に付すべき事項に関すること。

　⑵　総会において議決された事項の執行に関すること。

　⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

　　　第５章　会計

　（経費）

**第22条**　本会の経費は，会費その他の収入をもって充てる。

　（会費）

**第23条**　本会の会費は，１世帯当たり月額○円とする。

　（会計年度）

**第24条**　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月31日に終る。

　（隠居）

**第25条**　会員は，次の各号のいずれにも該当するときは，隠居を申し出ることができる。この場合において，申し出は，総会の前日までになされなければならない。

　⑴　世帯員全員が満75歳以上であるとき。

　⑵　当該世帯に係る後継者の世帯が別にあるとき。

２　会長は，前項の規定により申し出があったときは，役員会で協議の上，承認し，総会に報告しなければならない。

３　隠居の時期は，翌年度からとする。

　（役員の免除）

**第26条**　会員は，その世帯に属する成人である世帯員全員が満80歳以上になったときは，役員の免除を申し出ることができる。この場合において，申し出は，総会の前日までになされなければならない。

２　会長は，前項の申し出があったときは，総会に報告し，翌年度から当該世帯の役員就任を免除することができる。

　（自治会活動の免除）

**第27条**　会員は，その世帯に属する成人である世帯員全員が満75歳以上になったときは，自治会活動（道路愛護作業等労働力を伴うものに限る。以下同じ。）の免除を申し出ることができる。この場合において，申し出は，総会の前日までになされなければならない。

２　会長は，前項の申し出があったときは，総会に報告し，翌年度から当該世帯の自治会活動を免除することができる。

３　第１項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する場合で，自治会活動の免除を申し出たときは，役員会で協議し，総会で決定する。

　⑴　世帯員全員が病気，重傷，重体又はその介護により自治会活動が困難となったとき。

　⑵　その他緊急やむを得ない状態が生じたと判断できるとき。

　　　第６章　雑則

**第28条**　この規約に定めるもののほか，必要な事項は，総会又は役員会の議決を経て別に会長が定める。

　　　附　則

　この規約は，平成○年○月○日から施行する。